

平成26年第3回安堵町議会定例会

(第1日)

日時 平成26年9月3日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 森 田 瞳
3 番 植 田 英 和
5 番 島 田 正 芳
7 番 松 本 正 弘
9 番 田 中 幹 男

2 番 浅 野 勉
4 番 中 本 幸 一
6 番 松 田 和 代
8 番 山 岡 敏
10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 0名

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書 記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博

副 町 長 北田 秀章

教 育 長 楮山 素伸

統 括 理 事 寺前 高見

総務部門理事
兼総務課長 近藤 善敬

民生部門理事
兼健康福祉課長 磯部 あさみ

事業部門理事
兼産業建設課長 堀口 善友

会 計 管 理 者 喜多 君美代

総合政策課長 富井 文枝

税 務 課 長 中野 彰宏

住 民 課 長 堀川 雅央

人権同和対策課長 大星 義博

上下水道課長 石橋 史生

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度安堵町
一般会計補正予算（補正第 2 号）について）

日程第 4 議案第 1 号：安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 2 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第 3 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第 4 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 号：安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の制定について

日程第 9 議案第 6 号：安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

日程第 10 議案第 7 号：安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について

日程第 11 議案第 8 号：平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について

日程第 12 議案第 9 号：平成 26 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正
予算（補正第 1 号）について

日程第 13 議案第 10 号：町道路線の変更について

日程第 14 議案第 11 号：平成 25 年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 1 号：平成 25 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 2 号：平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 17 認定第 3 号：平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 18 認定第 4 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 19 認定第 5 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入
歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 6 号：平成 25 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 21 認定第 7 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

日程第 22 報告第 2 号：健全化判断比率報告書について

日程第 23 報告第 3 号：資金不足比率報告書について

日程第 24 報告第 4 号：平成 25 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会 午前 10 時

議長（山岡 敏） 皆さんおはようございます。

ただ今、出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、平成 26 年第 3 回安堵町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（山岡 敏） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成 26 年第 3 回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

まだまだ残暑が厳しい折ではございますが、夕暮れときには赤とんぼが飛び交い、いつしか朝夕は初秋の気配が漂っている、今日この頃でございます。

残念なことではございますが、8 月下旬に、西日本各地と特に広島市北部で発生した豪雨により、甚大な被害が発生いたしました。河川の決壊や土砂災害で、犠牲者となられた方々と被災された方々に対し、心から哀悼の意を表したいと思います。

それでははじめに、少しお時間を頂戴いたしまして、2 期目の町政運営を預かるに当たりましての、私の所信の一端を申し述べ、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

私は、多くの方々の御支援を頂き、この度安堵町長選挙におきまして、再選の榮に浴し、先の 8 月 4 日に、議員各位と区長の皆様方をはじめ、職員や関係者の温かいお出迎えをいただき、町政を任された重責に、改めて身が引き締まる思いでございます。

振り返りますと、平成 22 年 8 月に 1 期目の町政をあずかることになり、まずはじめに、新しいまちづくりの基本的な指針でもある、第 4 次総合計画の策定に着手いたしました。今回は官・学が連携し、住民代表の方々にも御参画頂き、また、タウンミーティングでの、様々な御意見も把握しながら計画総合計画を策定いたしました。本町の将来像小さくてもキラリ光る交流のまち安堵を掲げ実現するために「生きがい」・「やさしさ」・「心地よさ」・「力強さ」の 4 つの基本施策を定め、安心安全で住みやすく魅力ある町づくりに、着手してきたところでございます。

その一例といたしまして、他町の火葬場利用の助成、生活基盤の整備としてのコミュニティバスや公共タクシーの運行、また、定住人口の増加を目的とした家賃補助、公共下水道の推進、健康増進面では、県の水準を維持しつつ、各種予防接種、がん検診等の予防措置に力を注ぎ、文化・観光面では、人間国宝 富本憲吉氏の技と心を今に伝えるための庁舎ギャラリーの開設、町民の方々や様々なボランティアグループとの協同による、桜まつり・安燈会・盆踊り・芋煮会・産業フェスティバル等の、町を活気づける多彩な行事や、町イチ・村イチやあったかもんグランプリ等を通じ、町の情報発信に努めてまいりました。また、顧問弁護士による住民法律相談を開設し、住民の皆様方の日常のトラブルに対応してきたところでございます。

いずれにいたしましても、議員の皆様方のお力添えがあつて、出来得たものであると感謝をしているところでございます。

続きまして、2期目も1期目と同様に、第4次総合計画の主要施策を軸とし、新たに、「個性輝く人が育ち、活躍するまちづくり」、「すこやかで笑顔のあるまちづくり」、「美しくすみやすさのあるまちづくり」、「活力と夢を育むまちづくり」、「みんなで進める協働のまちづくり」について、さらに推し進めてまいり所存でございます。

主な取組といたしましては、現在建設中の中学校給食施設の早期完成、安全安心の町づくりとして、防犯・防災及び町の様々な情報発信を行うためのコミュニティ無線の整備や、防犯灯のLED化、コミュニティバスのJR法隆寺駅への乗り入れと、公共タクシーの利用促進を図り、日常生活での利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。さらに、大和まほろばスマートインターチェンジの全面開通により、交通アクセスは格段と良くなり、幸いにも大型商業施設コーナンのオープンを間近に控え、産業の振興と雇用の充実をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、町の歴史・文化資産を町指定にすることで、文化と観光の振興に努め、新たに地域資源を活用した“安堵ブランド”の開発を進め、文化・観光の活性化に努めてまいりたいと考えております。

社会資本の整備として、道路・橋梁の維持管理の充実、公共下水道事業の完了、加えて、国土交通省の直轄事業である大和川推計総合整備事業による、当町の懸案事項であります岡崎川などの内水処理対策を、国・県とともに、進めてまいりたいとも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、1期目に蒔いた種を、2期目で大きく育て、ゆくゆくは大輪の花を咲かせたいという思いで、町政に取り組んでいきたいと考えております。それには、住民の方々と顔を合わせ、心を合わせ、力を合わせて、行政運営にあたっていくのが、基本であり、そのことを肝に銘じながら、町発展のために一生懸命頑張っていきたいと考えておりますので、議員の皆様方の更なる御指導・御協力をお願い申し上げるしだいでございます。

それでは次に、本日、提案させていただきます案件でございます。

平成26年度補正予算の専決処分等の報告案件が4件、人事案件、条例の改正及び新規制定、そして平成26年度補正予算等の議案が11件、平成25年度決算の認定案件が7

件、合計２２件ございます。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず報告第１号専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度安堵町一般会計補正予算（補正第２号）について）でございます。

今回の補正は、確定申告により、見込みを上回る還付金が生じたため、また、来年１月から奈良県立美術館で開催されます、本町連携展示「富本憲吉展」に係る経費が必要となることから、計４８７万円を増額補正するものでございます。

６月の定例会後、判明あるいは交付決定を受け、早急に対応するために、７月２４日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に議案第１号安堵町副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

現在副町長の北田秀章が、今年９月３０日をもって任期満了となりますが、次期も継続して同職に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第２号安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員岡田治子氏が、今年９月３０日をもって任期満了となりますが、第２期におきましても、同氏を継続して任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第３号安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会委員斧田重久氏が、今年９月３０日をもって任期満了となり、退任されますので、その後任に山嶋幸子氏を新たに任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第４号安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、安堵町税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に議案第５号安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、必要な条例を制定するものでございます。

次に議案第６号安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び、議案第７号安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この２件につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、必要な条例を制定するものでございます。

次に議案第８号平成２６年度安堵町一般会計（補正予算第３号）についてでございます。

今回の補正は、１，６０３万８千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修等の委託、精神障害者医療費助成事業に係るシステム改修委託、人事異動等に伴う人件費の再配

分によるものでございます。

併せて、臨時財政対策債の増に伴い、地方債限度額を１億４，１９０万円に変更するものでございます。

続きまして議案第９号平成２６年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第１号）についてでございます。

当補正につきましては、平成２５年度介護給付費交付金等の実績を精算し、結果的に超過交付となった交付金を返還するために、７１６万２千円を増額補正するものでございます。

続いて議案第１０号町道路線の変更についてでございます。

住宅開発に伴い、東安堵９５号線が延長され、安堵町に帰属を受けたため、同路線の変更について議会の承認を受けるものでございます。

次に議案第１１号平成２５年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

これにつきましては、西和消防組合が平成２６年３月３１日をもって解散したため、構成７町の各議会において決算の認定をしていただくこととなっておりますので、上程するものでございます。

歳入総額２億１，３９０万８，９０５円、歳出総額２億１億６４２万５，３４０円、差引額１億７４８万３，５６５円の黒字となっております。

認定第１号平成２５年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額３億４，４８９万５，１３８円、歳出総額２億８，３９０万１，５３９円、差引額５億６，０９９万３，５９９円で、このうち７，０８６万２千円は翌年度への繰越額でございます。実質収支額は４億９，０１３万１，５９９円、実質単年度収支額は１億１，７３万５，３８２円の黒字でございます。

認定第２号平成２５年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額８億６，０１１万７，７４７円、歳出総額９億２，０２０万３，６９９円差引額６，００８万５，９５２円の赤字、実質収支額につきましても同額、実質単年度収支額は２，２３８万７，６０５円の赤字でございます。

次に認定第３号平成２５年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額１億３，３万４，２８７円、歳出総額２，５４３万７，６９６円、差引額２，４１０万３，４０９円の赤字、実質収支額につきましても同額、実質単年度収支額は１億１，６万６，４０１円の赤字でございます。

認定第４号平成２５年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入及び歳出ともに、総額２億３，４１２万５，４６８円の同額で差引額０円、実質収支額、実質単年度収支額につきましても、０円でございます。

次に認定第５号平成２５年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の

認定についてでございます。

歳入総額6億855万4,138円、歳出総額6億805万4,294円、差引額49万9,844円で、実質収支額につきましても同額、実質単年度収支額は56万5,915円の赤字でございます。

次に認定第6号平成25年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入及び歳出ともに、総額7,208万5,509円で、差引額0円、実質収支額、実質単年度収支額につきましても0円でございます。

次に認定第7号平成25年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

剰余金処分額1千万円、これは建設改良積立金として処分をさせていただいたところでございます。

公益的收入及び支出につきましては、水道事業収益1億6,370万3,092円、水道事業費用1億5,326万9,748円、差引額1,043万3,344円の黒字でございます。建設改良積立金は、このうち1千万円でございます。

資本的収支及び支出につきましては、資本的收入25万8,826円、資本的支出4,008万2,232円、差引額3,982万3,406円の赤字でございます。

報告第2号健全化判断比率報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、平成25年度につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっておりますので、該当はいたしません。

実質公債費比率は5.5%、将来負担比率につきましても該当はいたしません。

次に報告第3号資金不足比率報告書についてでございます。

これにつきましても、同法律に基づき報告するもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計について、いずれも資金不足額はないため、該当はいたしません。

次に報告第4号平成25年度安堵町土地開発公社決算の報告についてでございます。

収益的收入及び支出につきましては、収入1,253円、支出0円、差引額1,253円、これは基金の利息分でございます。

資金的収入及び支出につきましては、収入73万5,969円、支出73万5,969円、差引額0円でございます。

以上、大筋について説明をさせていただきました。

細部につきましては、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

議長（山岡 敏） まず日程第１：会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、
２番 浅野 勉議員、３番 植田英和議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第２：「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２日までの１０日間といたしたいと思いますが、これに
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から１２日までの１０日間とすることに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第３ 報告第１号：「専決処分の承認を求めることについて平成
２６年度安堵町一般会計補正予算補正第２号について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課富井でございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

報告第１号、専決処分の承認を求めることについて平成２６年度安堵町一般会計補正予
算補正第２号について御説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目といたしまして、法人分還付金におきまして、法人の決
算申告により前年度の予定納税分の還付金に不足が生じたため、また、確定申告により住
民税配当割等に係る還付金において見込みを上回る還付金が生じたため、これに要する経
費の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、来年1月から奈良県立美術館で開催されます、富本憲吉展に安堵町が連携展示することになり、これに要する経費を増額補正するものでございます。

これにつきましては県補助2分の1でございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ、487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,217万3千円といたします。

なお連携展示につきましては、奈良県と連携して早急に準備を進める必要があるため、また、住民税の還付につきましても早急に還付する必要があるため、平成26年7月24日の専決処分とさせていただきます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。款2.総務費、項2.徴税費、目2.賦課徴収費におきまして住民税個人分及び法人分の還付金等として230万円を増額補正、この財源といたしましては繰越金を充てさせていただきます。

続きまして款6.商工費、項1.商工観光費、目2.観光費、節11.需用費におきまして安堵町PR用の印刷物作成費用等188万5千円を含むPR出店に係る費用として総額257万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。款14.県支出金、項2.県補助金、目7.商工費補助金におきまして、当初予算で38万3千円を措置しておりましたので、その差額の90万2千円を増額補正し、残り166万8千円を繰越金で充てさせていただきます。

続きまして款17.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金におきまして396万8千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

最初のページに戻っていただきます、よろしくお願いいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第2号について。

地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第2号を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成26年9月3日報告

安堵町長 西本安博

次に専決処分書を朗読いたします、次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第2号を別紙のとおり専決処分する。

平成26年7月24日専決

安堵町長 西本安博

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第2号、平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,217万3千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成26年7月24日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正、歳入の部、款14. 県支出金、項2. 県補助金、補正前の額3,272万7千円、補正額90万2千円、計3,362万9千円。款17. 繰越金、項1. 繰越金補正前の額5,233万1千円、補正額396万8千円、計5,629万9千円、歳入合計、補正前の額29億6,730万3千円、補正額487万円、計29億7,217万3千円。

続きまして、次のページ、続きまして歳出でございます。

款2. 総務費、項2. 徴税費、補正前の額7,017万円、補正額230万円、計7,247万円。款6. 商工費、項1. 商工観光費、729万2千円、あつ、補正前の額729万2千円、補正額257万円、計986万2千円、歳出合計、補正前の額29億6,730万3千円、補正額487万円、計29億7,217万3千円。

次のページ以降の第二表地方債補正並びに事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。御審議御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより報告第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第4 議案第1号：「安堵町副町長の選任について、同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、北田副町長の退場を求めます。

(北田副町長 退場)

議長(山岡 敏) はい、北田副町長退場されました、本案につき提案理由の説明を求めます。

町長(西本安博) はい。

議長(山岡 敏) はい、町長どうぞ。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) 先程も申し上げましたように、北田秀章副町長が9月30日をもって任期満了となることから、次期も継続して同職に選任することについての議会の同意を求めるものでございます。それでは議案を読ませていただきます。

議案第1号安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を安堵町副町長に選任したいので、地方自治法昭和22年法律第67号第162条の規定により議会の同意を求める。

平成26年9月3日提出

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 北田秀章、■■■■■■■■■■生まれ でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第1号に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第1号に同意することに決定しました。

（職員が北田副町長を議場へ案内する。）

（北田副町長 着席）

議長（山岡 敏） 北田氏に申し上げます。

副町長の選任については、可決されました。

北田副町長挨拶をお願いいたします。

（北田副町長、登壇）

副町長（北田秀章） 私の同意案件の御賛同いただきまして、誠にありがとうございます。

再度副町長という重責を担わせていただくことに身の締まる思いでございます。この４年間自分なりに頑張ってきておりました。しかしながら非力でいたらなかった点多々あったかと、今深く反省しているところでございます。次の２期目におきましては、今まで以上に町長を補佐し、職員とともに安堵町の安全・安心のまちづくりに精一杯努力し、努めていきたいと思っております。議員皆様の御支援、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍 手）

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

続いて日程第５ 議案第２号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務課長。

（近藤総務課長、登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます、総務課の近藤でございます。

それでは、議案第２号安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

安堵町教育委員５名のうち岡田治子委員は、本年９月３０日をもって第１期の任期満了を迎えられます。岡田委員におかれましては、人格が高潔で教育、学術、文化等に関し高い見識を持っておられることから、本年３月の第１回定例会におきまして、前任者の残任期間について教育委員の任命同意をいただいたところであります。

次期におきましても引き続き同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成２６年１０月１日から平成３０年９月３０日までの４年間となります。

それでは議案書を朗読いたします。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第３号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい起立全員でございます。

よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第７ 議案第４号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、中野税務課長。

（中野税務課長、登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます、税務課中野でございます、よろしくお願いします。

それでは議案第４号、安堵町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律平成２６年法律第４号地方税法施行例の一部を改正する政令、平成２６年政令第１３２号並びに地方税施行規則の一部を改正する省令、平成２６年省令第３４号が平成２６年３月３１日に公布され、平成２６年４月１日に施行されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。この度の改正につきましては、２条立ての条文からなっておりまして、第１条は安堵町税条例の一部改正、第２条は安堵町税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。それでは新旧対照表により説明させていただきます。

6 枚目新旧対照表 1 ページを御覧ください。

第 2 3 条につきましては、法人税法に伴う規定と地方税法施行例の改正に伴う引用する条文及び字句の改正でございます。

第 3 4 条の 4 法人税率の、法人税割の税率につきましては、現行 1 0 0 分の 1 2 . 3 を 1 0 0 分の 9 . 7 に改正するものでございます。

第 4 8 条につきましては法人税法に伴うもの、また次の 2 ページ、第 5 2 条につきましても法人税法に伴う所要の整備でございます。

第 5 7 条及び次のページ 3 ページの第 5 9 条につきましては、子ども子育て支援法が施行されることに伴い、地方税法の改正による引用する条文の号ずれによるものでございます。

第 8 2 条軽自動車税の税率につき、ついては、税率を改正するもので、第 1 号の原動機つき自転車 5 0 CC 以下のもの 1 千円を 2 千円に、9 0 CC 以下のものを 1 , 2 0 0 円を 2 千円に、1 2 5 CC 以下のものを 1 , 6 0 0 円を 2 , 4 0 0 円に、いわゆるミニカーですが、次 4 ページを御覧ください、2 , 5 0 0 円を 3 , 7 0 0 円に、第 2 号のア. 軽自動車の 2 輪のもの 2 , 4 0 0 円を 3 , 6 0 0 円に、3 輪のもの 3 , 1 0 0 円を 3 , 9 0 0 円に、4 輪以上のもの常用のもので営業用のもの 5 , 5 0 0 円を 6 , 9 0 0 円に、常用のものの自家用のものは 7 , 2 0 0 円から 1 0 , 8 0 0 円に、貨物用のもので営業用のものは 3 千円から 3 , 8 0 0 円に、貨物用のもので自家用は 4 千円から 5 千円に、専ら雪上を走行するもの年額 2 , 4 0 0 円を削除し、イ. 小型特種自動車農耕作業用のもの 1 , 6 0 0 円を 2 , 4 0 0 円に、その他のもの 4 , 7 0 0 円を 5 , 9 0 0 円に、第 3 号の 2 輪の小型自動車は 4 千円を 6 千円に引き上げるものでございます。附則第 4 条の 2 につきましては、租税特別措置法の改正に伴う引用する条文の整備でございます。5 ページ附則第 1 6 条の軽自動車税の税率の特例について、つきましては、新規に取得した月から 1 3 年経過した 3 輪以上の軽自動車に対しまして税率を引き上げるもので第 8 2 条第 2 号中、2 号ア中 3 輪のものが 3 , 9 0 0 円を 4 , 6 0 0 円に、4 輪以上のもの乗用のもので営業用のものは 6 , 9 0 0 円から 8 , 2 0 0 円に、乗用のもので自家用は 1 0 , 8 0 0 円から 1 2 , 9 0 0 円に、貨物用のもので営業用は 3 , 8 0 0 円から 4 , 5 0 0 円に貨物用のもので自家用は 5 千円から 6 千円に引き上げられるものでございます。附則第 1 9 条及び 6 ページの附則第 1 9 条の 2 につきましては、地方税法の改正に伴い引用する条文等の規定を明確にするための改正でございます。附則第 1 9 条の 3 につきましては、地方税法の改正により相続もしくは遺贈による取得に係る条文の整備でございます。7 ページ附則第 2 2 条及び 8 ページ附則第 2 2 条の 2 及び 1 0 ページ附則第 2 3 条につきましては、条例の性格を踏まえ必ず条例によって定めなければならないとされる事項を除きまして、規定しないということにより削除するものでございます。1 1 ページ附則第 2 4 条につきましては前段附則第 2 2 条から 2 3 条の削除により、第 2 2 条に繰上げするものでございます。次の 1 2 ページ第 2 条による改正につきましては平成 2 6 年 3 月第 1 回定例会におきまして議決いただきました安堵町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。附則第 2 1 条の第 2 項につきましては、固定資産税の非課税措置が平成 2 5 年度で廃止されるため削除

するものでございます。附則第21条の2につきましては地方税法の改正により引用する条文の項ずれによる改正でございます。附則1条の第3号は規定する条文の整備でございます。13ページ附則第2条は関係法令の改正に伴う引用条文字句の改正でございます。戻っていただきまして、3枚目4ページになります。4ページを御覧ください。附則部分でございますが、第1条につきましては、この施行期日の規定でこの条例は平成26年10月1日から施行することとし、ただし、第1号から次のページの第7号までについては改正条項ごとにそれぞれの施行期日を定めております。第2条は町民税に関する経過措置で適用する年度を定めております。次の6ページ、改正する第3条第4条及び第5条につきましては軽自動車税に関する経過措置の規定で、第3条は改正後の軽自動車税の税率は平成27年度分から適用する規定でございます。第4条につきましては、新条例附則第16条に規定します重課する軽自動車税の税率は平成28年度から適用する規定でございます。第5条につきましては、平成27年3月31日以前に新規登録する3輪以上の軽自動車に関しましては、表の裏の現行税率に読み替える規定でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例昭和29年安堵村条例第8号の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年9月3日提出

安堵町長 西本安博

本文につきましては先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありますか。

はい、森田議員

1番（森田 瞳） 森田でございます。

今、税務課長のほうから一部改正の説明をいただきました。この今回の一部改正に伴いまして、法人税割の税制の改正もされております。それ若干いわゆる減額ということのなるろうかと思います。また、軽車両ですねこれの要するに税額がプラスされると、変更されております、ということで、これの大体の予測されます要するに金額的にどれぐらいの差異が生じてくるかということ、ちょっとお聞かせ願いたいです。

税務課長（中野彰宏） はい。

議長（山岡 敏） 中野課長。

税務課長（中野彰宏） ただいまの森田議員の質問に答えさせていただきます。

法人税割につきましては、影響が出ますのは平成27年度以降になりまして、平成25年度法人税割決算見込額を基準にいたしますと、560万円程度の減額となる見込みでございます。ただ減額分につきましては、地方交付税により新たに国税として課税される地方法人税による分の全額交付税化により補填されるものと考えております。また、あの軽自動車税の改正に伴いましては、平成26年度、平成26年4月1日現在の登録台数を基準にしましたら、2輪車につきましては1,300台程度ということで、平成27年度は140万円程度の増額、新規取得する三輪以上の軽自動車税、軽自動車につきましては300台程度で平成28年度は100万円程度の増額というふうになります。また、重課課税されます部分につきましては、500台程度は該当することになりまして、平成28年度は340万円程度の増額というふうになる予定でございます。以上でございます。

1番（森田 瞳） はい。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） はい、結構です。

議長（山岡 敏） はい、ほかに質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） ないようですのでこれで質疑は終わります。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第4号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第８ 議案第５号：「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川住民課長。

（堀川住民課長、登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課堀川でございます。

それでは議案第５号安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明させていただきます。

本件につきましては平成２７年４月からスタートする新制度施行に伴い、子ども子育て支援法第３４条第２項及び第６４条第２項の規定により、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは詳細につきまして御説明いたします。

議案書１ページからお願いいたします、１ページから４ページの中段までを第１章総則といたしまして、本条例の趣旨門号等の定義、一般原則について規定いたしました。

４ページから２０ページの下段までを第２章、特定教育保育施設の運営に関する基準につき規定いたしました。その中で第１節として第４条において、利用定員に関する基準について規定いたしました。第２節として第５条から第３４条までにつきましては運営に、運営に関する基準について規定いたしました。第３節として第３５条及び第３６条において特定施設型給付費に関する基準について規定いたしました。２０ページ下段から３１ページ中段までを第３章特定地域型保育事業に関する基準につき規定いたしました。その中で第１節として３７条において利用定員に関する基準について、第２節として第３８条から第５０条までにおいて運営に関する基準について規定いたしました。第３節として第５１条及び５２条において特定地域型保育給付に関する基準についての規定をいたしました。施行日は法の施行の日からとさせていただきます。またそれぞれの基準につきましては町に特段の事情がないため、国が定める基準を準拠いたしました。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第５号安堵町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

安堵町特定教育特定あ、すみません、保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成26年9月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては先に説明させていただいたのと重複いたしますので割愛させていただきます。

また、運用につきましては後日説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。御審議御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第5号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第9 議案第6号：「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川住民課長。

（堀川住民課長、登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは失礼いたします。

議案第6号安堵町家庭的保育事業等の施設、あ、設備及び運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

本件につきましては平成27年4月からスタートする新制度の移行に伴い児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは詳細につきまして御説明させていただきます。

議案書の1ページから10ページまで中段、10ページ中段までを第1章総則といたしまして本条例の趣旨文言等の定義、一般原則について規定いたしました。10ページから12ページ下段までを第2章、家庭的保育事業の設備の基準、職員の、職員保育時間、保育内容及び保護者との連携について規定させていただきました。12ページから19ページ下段までを第3章、小規模保育事業に関する基準について規定させていただきました。その中で第1節として27条において小規模保育事業の区分について規定いたしました。第2節として第28条から第30条までについては、27条で規定させていただいた小規模保育事業A型についての設備の基準、職員保育時間、保育内容及び保護者との連携について規定いたしました。第3節として、31条から32条において小規模保育事業B型についての設備の基準、職員保育時間、保育内容及び保護者との連携について規定させていただきました。第4節として、34条から36条までにつきましては、小規模保育事業C型についての設備の基準、職員保育時間、保育内容及び保護者との連携について規定させていただきました。19ページから21ページ下段までを第4章、居宅訪問型保育事業に関する基準について事業内容、設備、及び備品職員連携施設、保育時間保育内容及び保護者との連携につき規定させていただきました。21ページから28ページ中段までを第5章、事業社内保育事業に関する基準について第42条において利用定員の設定、第43条から46条までは、保育所型保育、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準、職員連携施設に関する特例、保育時間保育内容保護者との連携につき規定させていただきました。第47条から48条までは小規模型事業所内保育事業所の職員の、職員保育時間保育内容保護者との連携及び設備の基準について規定させていただきました。施行の日は法の施行の日からとさせていただきます。これにつきましても、先程と同様、町の個別事情がないため国の定める基準に準拠させていただいております。それでは議案書を朗読させていた

だきます。

議案第6号安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成26年9月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいたのと重複いたしますので割愛させていただきます。

また、この運用につきましても後日説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。御審議御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第6号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第10 議案第7号：「安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川住民課長。

（堀川住民課長、登壇）

住民課長（堀川雅央） 失礼します。それでは議案第7号安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

本件につきましても、平成27年4月からスタートする新制度移行に伴い、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。それでは詳細につきまして、御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、趣旨、第2条といたしましては文言の定義、第3条として最低基準の目的等、第4条として最低基準等事業者、次のページの第5条そして、一般原則について規定させていただいております。次の第6条として、事業者と非常災害対策、次のページの第7条として事業者の職員の一般的要件、第8条として職員の知識及び技能向上等についての規定、第9条として設備の基準、次のページの第10条として職員、第11条及び第12条として利用者に対する原則、第13条として衛生管理等、6ページのほうをお願いします。第14条として秘密の保持等、次のページをお願いいたします。第17条として苦情への対応、第18条として開所時間及び日数、次のページをお願いいたします。第19条として保護者との連絡、第20条として関係機関との連携、第21条として事故発生時の対応について規定させていただいております。

施行の日はこれも法の施行の日からとさせていただきます。

また、これも同様で町の個別的な事情がないため国が定める基準に準拠いたしております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第7号安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとお

り提出する。

平成26年9月3日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいたのと重複いたしますので割愛させていただきます。また、運用につきましては、先ほどと同様後日説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第7号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

1 番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） 現在 11 時。

はい

1 番（森田 瞳） すみません。

議長（山岡 敏） 森田議員。

1 番（森田 瞳） はい、ちょっと後先になりましたけれども、説明いただきました議案第 5 号、そして、6 号、7 号。5 号につきましては子供子育て支援法そしてまた、6 号、7 号につきましては、児童福祉法の国の法律に基づきましてこの度安堵町においても条文、新しく条文に入れるということを伺いました。先般に議会運営委員会を開催をさせていただき、本案件につきまして条文のいろいろ説明を委員会に付託していただくということでもございましたけれども、運営委員会でもって国の法律が定めており、それに基づいての今回の条例の導入となってくることを鑑みて、9 日、今月の会期中の 9 日でございますけれども、総務産業建設の常任委員会、そしてまた、文教厚生の両常任委員会におきまして合同の私たちの研修ということでもって、お聞かせ願いたいということを、議会運営委員会で確認しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（山岡 敏） ただいま 11 時 14 分です、25 分まで約 10 分間休憩を取らせていただきます、よろしく。次は 25 分より開会いたします。

（休憩）

11 時 14 分

11 時 25 分

議長（山岡 敏） はい、それでは休憩に挟んで、再開いたしたいと思います。なお、案件ようございますけれども、ちょっとずっと延長してさせていただきますので、行政側、議員さん了解いただきたいと思います。

議長（山岡 敏） それでは引き続いて、日程第 11 議案第 8 号：「平成 26 年度安堵町一般会計補正予算補正第 3 号について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長、登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第8号平成26年度安堵町一般会計補正予算補正第3号について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、歳出について大きく分けて3つございます。

一つ目は国民生活を支える社会的基盤として、平成27年10月から実施される社会保障税番号制度のシステム構築に要する費用で、平成26年度分のシステム経費並びに同制度に対応するための町例規の調整に必要な経費のための増額補正でございます。

なお、システム構築につきましては、県補助100パーセントとなっております。

二つ目といたしましては、精神障害者医療費助成制度拡充に伴うシステム改修に係る費用を含めた事務的経費及びその医療費助成に係る経費の増額補正でございます。

なお、事務的経費及び医療費助成の経費につきましては、県補助2分の1となっております。

三つ目といたしましては、平成26年度人事異動に伴う人件費の組み換えでございます。

次に歳入につきましては、平成26年度の臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う増額補正及び借入れに係る地方債の限度額の増額補正でございます。本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,603万8千円を追加し、歳入歳出総額を29億8,821万1千円といたします。

それでは詳細につきまして補正予算書により説明のほうさせていただきます。

補正予算所9ページをお開きください。歳出についてでございます。

勘1議会費、項1議会費、目1議会費におきまして、人事異動に伴う人件費といたしまして、12万円の増額補正、勘2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、人事異動に伴う人件費といたしまして給料そして職員手当等共済費を合わせまして、950万円の減額補正。

同勘、同項、同目、節13委託料におきまして、社会保障税番号制度に対応するための町例規の内容精査に必要な経費といたしまして、162万円の増額補正。

同勘、同項、目6電子計算費、節13委託料におきまして同制度システム構築に要する平成26年度分システム経費といたしまして、1,180万円の増額補正でございます。

次に勘3民生費項1社会福祉費目6医療対策費におきまして、精神障害者医療費助成制度拡充に係るシステム改修委託費64万8千円を含む事務費としまして、合わせて78万3千円の増額補正。

次のページに移っていただきまして、10ページをお願いいたします。その拡充に係る医療費分といたしまして、183万5千円の増額補正でございます。

次に、人事異動に伴う人件費といたしまして、勘4衛生費項2清掃費目1塵芥処理費で

6 2 1 万 2 千円の減額。勘 5 農林水産業費項 1 農業費目 2 農業総務費で 1, 0 3 0 万 2 千円の増額。

次のページに移っていただきまして、1 1 ページをお願いいたします。勘 7 土木費項 1 土木管理費目 1 土木総務費で 4 0 4 万円の増額。勘 9 教育費項 1 教育総務費目 2 事務局費で 3 0 万円の増額。当勘項 5 社会教育費目 3 歴史民族資料館管理運営費で 9 5 万円の増額補正でございます。

続きまして 7 ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

勘 1 3 国庫支出金項 2 国庫補助金目 1 民生費国庫補助金で社会保障税番号税度システム整備補助金厚生労働省関連分でございますが 5 1 0 万円。

同じく同勘同項目 7 総務費国庫補助金で総務省関連分といたしまして 6 0 6 万 6 千円の増額補正でございます。

続きまして勘 1 4 県支出金項 2 県補助金目 1 民生費補助金で、精神障害者医療費補助金 1 3 0 万 3 千円の増額補正でございます。

つづいて、勘 1 7 繰越金項 1 繰越金目 1 繰越金で 1 6 6 万 9 千円の増額でございまして、歳出の不足を補うための増額補正でございます。

次に 8 ページをお願いいたします。勘 1 9 町債、項 1 町債、目 1 臨時財政対策債 1 9 0 万円の増額で、内容といたしましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定による増額補正でございます。

したがいまして、4 ページをお願いいたします。地方自治法第 2 3 0 条の規定により、第 2 表地方債補正臨時財政対策債の限度額を補正後 1 億 4, 1 9 0 万円といたします。

なお、起債の方法、利率および償還の方法につきましては、変更ございません。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 8 号平成 2 6 年度安堵町一般会計補正予算補正第 3 号について

地方自治法昭和 2 2 年法律第 6 7 号第 2 1 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年度安堵町一般会計補正予算補正第 3 号を別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

安堵町長西本安博

つづきまして、補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、平成 2 6 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）平成 2 6 年度安堵町一般会計補正予算補正第 3 号は次の定めるところによる

歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1, 6 0 3 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 9 億 8, 8 2 1 万 1 千円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の勘項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表の歳入歳出予算補正による。

地方債補正第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正による。

平成26年9月3日提出

生駒郡安堵町長西本安博

補正予算書2ページ目をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正

歳入の部

勘13国庫支出金、項2国庫補助金、補正前の額、4,509万4千円、補正額、1,116万6千円、計5,626万円。

勘14県支出金、項2県補助金、補正前の額、3,362万9千円、補正額130万3千円、計3,493万2千円。

勘17繰越金、項1繰越金、補正前の額、5,629万9千円、補正額、166万9千円、計5,796万8千円。

勘19町債、項1町債、補正前の額、1億6,190万円、補正額190万円、計1億6,380万円。

歳入合計、補正前の額、29億7,217万3千円、補正額、1,603万8千円、計29億8,821万1千円。

続きまして3ページお願いいたします。

歳出の部

勘1議会費、項1議会費、補正前の額、7,176万1千円、補正額12万円、計7,118万8千円あつ、7,188万1千円。

勘2総務費、項2総務管理費、補正前の額、4億657万円、補正額392万円、計4億1,049万円。

勘3民生費、項1社会福祉費、補正前の額、5億3,582万9千円、補正額261万8千円、計5億3,844万7千円。

勘4衛生費、項2清掃費、補正前の額、2億6,794万8千円、補正額621万、マイナス621万2千円、計2億6,173万6千円。

勘5農林水産業費、項1農業費、補正前の額、5,496万7千円、補正額1,030万2千円、計6,526万9千円。

勘7土木費、項1土木管理費、補正前の額、3,267万4千円、補正額404万円、計3,671万4千円。

勘9教育費、項1教育総務費、補正前の額、7,530万6千円、補正額30万円。計7,560万6千円。

同勘、項5社会教育費、補正前の額4,379万3千円、補正額95万円、計4,474万3千円。

歳出合計、補正前の額、29億7,217万3千円、補正額1,603万8千円、計29億8,821万1千円。

次のページ以降の第2表地方債補正並びに事項別明細書につきましては先ほどのご説明と重複いたしますので割愛のほうさせていただきます。

以上でございます、御審議御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第8号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第12 議案第9号：「平成26年度安堵町介護保険特別会計 保険事業勘定 補正予算 補正第1号 について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部 健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長、登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼致します、健康福祉課磯部です、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第9号平成26年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（補正第1号）についてを説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ、716万2千円を増額補正し、歳入歳出総額6億656万2千円となります。

それでは、詳細につきまして、補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出でございますが、勘4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金でございますが、平成25年度に概算交付を受けておりました国庫負担金、県負担金支払い基金交付金につきまして、実績に基づきまして精算しましたところ、716万2千円の超過交付が生じまして、平成26年度で償還、返還するためのえ、増額補正でございます。

これに係る財源といたしまして、6ページ歳入でございます。

勘1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で、平成26年度の介護保険料666万4千円を。

また、勘6繰越金、項1繰越金、目1繰越金で平成25年度からの繰越金49万8千円を充当させていただいております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第9号 平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成26年9月3日提出

安堵町長西本安博

続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第9号 平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ716万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億とび656万2千円とする。

第2項

歳入歳出予算の補正の勘項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年9月3日提出

生駒郡安堵町長西本安博

続きまして2ページ、
第1表歳入歳出予算補正

歳入

勘1保険料、項1保険料、補正前の額1億3,101万1千円。補正額665万4千円。
もうしわけありません、666万4千円。計1億3,767万5千円。

勘6繰越金、項1繰越金、補正前の額1千円。補正額49万8千円。計49万9千円。

歳入合計

補正前の額5億9,940万円。補正額716万2千円。計6億とび656万2千円。
続きまして3ページ、歳出です。

勘4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、補正前の額35万円。補正額716万2千円。計751万2千円。

歳出合計

補正前の額、5億9,940万円。補正額716万2千円。計6億とび656万2千円。
以上でございます。

次ページからの事項別明細書については、重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議御可決をお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第9号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第13 議案第10号「町道路線の変更について」を議題とします。本案につき提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口 産業建設課長。

（堀口産業建設課長、登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。産業建設、堀口でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号町道路線の変更につきまして、ご説明申し上げます。

今回変更しようとする路線でございますが、あつみ台地区における開発工事により、安堵町に帰属いたしました、東安堵95号線が更なる宅地造成により延長され、従来からの集落の幹線であります、東安堵西線にループ状に接続されたことに伴い、町道95号線の終点位置、及び幅員、総延長につき、その変更を御審議いただくものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

変更前の東安堵95号線でございます。

続いて、3ページをご覧ください。

今回変更しようとする、東安堵95号線でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月3日提出

安堵町長西本安博

議案書次のページをご覧ください。

変更する路線、路線番号307、路線名東安堵95号線

旧路線につきましては、起点東安堵190の2、終点東安堵183、最小幅員3.8、最大幅員7.6、延長46.8メートルでございますが、新路線につきましては、起点は同じく、終点東安堵180-9、最小幅員4.0メートル、最大幅員7.6メートル、延長は58.0メートル延伸され104.8メートルでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありますか。ほかに質疑はありますか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第１０号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第１４ 議案第１１号「平成２５年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤 総務課長。

（近藤総務課長、登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、議案第１１号 平成２５年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

西和消防組合一般会計歳入歳出の決算につきましては、西和消防組合が解散となり、本年４月１日からは新たに奈良県広域消防組合として、事務を継承しているところですが、平成２６年３月３１日をもって打ち切られた、平成２５年度の西和消防組合の決算については、地方自治法第２３３条第３項及び奈良県広域消防組合規約附則第２項の規定に基づき、構成７町ごとの町において、決算認定を受けることになりましたので、本議会に監査委員の意見書をつけて上程するものであります。

それでは、西和消防組合一般会計歳入歳出決算について、お手元に配布させていただいております決算書によりご説明申し上げます。

決算書１，２ページ下段をご覧ください。

歳入合計の予算現額

21億8,410万2千円に對しまして、収入済額22億1,390万8,905円があります。

次に、3ページ4ページ下段をご覧ください。

歳出合計の予算現額

21億8,410万2千円に對しまして、支出済額21億642万5,340円でございます。

歳入歳出差引額につきましては、1億748万3,565円で、実質収支額は1億748万3,565円の黒字となっております。

なお、この金額は奈良県広域消防組合西和特別会計の歳入科目の雑入として、再計上され、平成25年度3月分の未払金等の支出に充当され、残りの剰余金につきましては、奈良県消防、広域消防組合西和消防事業基金積立金として、今後の臨時的支出の財源など、安定的な予算執行に利用いたします。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明いたします。

決算書次のページから、歳入の部1ページ2ページを御覧いただきたいと思います。

第1款分担金及び負担金について

構成7町からの分担金として、15億5,607万6千円、そのうち安堵町は、9,947万2千円でございます。

また、負担金として、奈良県防災航空隊派遣職員の負担金として、前期分299万7,125円でございます。

なお、後期分につきましては、4月に奈良県広域消防組合西和特別会計予算の歳入で受けることになりました。

第2款使用料及び手数料について

収入積額は、危険物関係の手数料等として87万2,450円でございます。

第3款国庫支出金は、収入がございませんでした。

3ページでございます。

第4款県支出金は、収入がございませんでした。

第5款財産収入について

財政調整基金の運用利息として、182万9,747円でございます。

5ページ、第6款給付金は収入がございませんでした。

第7款繰入金について

収入済額は、5億7,749万9,799円でございます。内訳は、当初予算で7,450万円を計上。解散に伴う財産処分のため、財政調整基金の定期預金分5億299万9,799円を増額いたしました。

第8款繰越金について

前年度からの繰越金として2,380万6,265円でございます。

7ページ、第9款諸収入について

収入済額は492万7,519円でございます。主なものは、預金利子が18万8,117円、雑入で西名阪自動車救急業務支弁金として346万6,400円、団体保険事務

手数料として１１１万２，２７０円などがございます。

第１０款組合債について

収入済額は４，５９０万円でございます。内訳は高規格救急車の購入費用２，９９０万円、及び平成２４年度の繰越明許事業の消防救急デジタル無線整備工事費用１，６００万円であります。

続きまして歳出でございます。

９ページ１０ページを御覧ください。

第１款議会費について

支出済額は１２名の議員報酬６９万２，９９４円でございます。

第２款総務費について

支出済額は６億５，６２３万３，９３４円でございます。

１３，１４ページを御覧ください。

第３款消防費について

支出済額は１３億６，９７６万５，５４６円でございます。

１７，１８ページを御覧ください。

第４款交際費について

支出済額は７，９７３万２，８６６円でございます。内訳は当初予定の償還金８９４万３，０５９円と平成８年の庁舎増改築の借入残額を３月末での繰上償還分６，８２３万９，５４５円を償還するためのものであります。

第５款予備費については支出はございませんでした。

以上が決算の説明でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第１１号 平成２５年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（第２３３条）第３項および奈良県広域消防組合同規約附則第２項の規定により、平成２５年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定を求める。

平成２６年９月３日提出

安堵町長西本安博

以上でございます。

御審議御承認のほうよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

続きまして、松田議会選出監査委員に、決算審査意見の報告を求めますが、松田監査委員におかれましては、かねてよりひざの痛みが悪化され、壇上へと上がることが、演壇へ上がることが困難であるとその申し出がありました、今回は自席より決算報告書を求めます。

監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

（松田監査委員 自席より報告）

監査委員（松田 和代） 本日は大変失礼いたしますが、自席より報告させていただきます。

監査委員2名を代表いたしまして、決算審査の結果を報告させていただきます。

お手元の西和消防組合一般会計決算審査意見書2枚目を御覧ください。

安堵町長西本安博様

安堵町監査委員桑原眞之輔

同 松田 和代

平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算審査意見書について

地方自治法（第233条）第2項の規定により、審査に付された、平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

次のページをお願いします。

平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、西和消防組合が解散となったことに伴う、平成26年3月31日での打切決算であり、出納閉鎖期間がない通常とは異なった決算となっている。

このため審査にあたり、決算書及び関係書類の正確性の検証を中心に、地方自治法（第233条）第2項及び奈良県広域消防組合規約附則2項の規定に基づき、構成7町平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町、王寺町の監査委員により行ったものであります。

第1審査の対象

1、平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算及び西和消防組合財政調整基金の運用状況を示す書類

2、関係書類平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算書平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書、財産に関する調書、西和消防組合財政調整基金の運用状況を示す書類。

第2審査の実施日

平成26年7月23日

第3審査の方法

町長から送付された一般会計歳入歳出決算書及びその他関係書類の計数的な正確性の検証、及び西和消防署職員より説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

地方自治法（第233条）第2項の規定により、審査に付託された平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算及び（同法第241条）第5項の規定により、審査に付された西和消防組合財政調整基金の運用状況を示す書類を審査した結果、いずれも計数的に正確であり、内容も正当なものであると認めます。

今後は業務を引き継いだ奈良県広域消防組合において、地域住民の生命と財産を守るべく、従来にもまして安心して暮らせる充実した消防業務に救急業務に勤められるよう要望いたします。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第11号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、議案第11号は、原案のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） 続いて、次の日程第15から21、すなわち

日程第15号 に 認定、認定第1号：平成25年度安堵町一般会計歳入歳出決算
の認定について

および、

日程第16 認定第2号：平成25年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 17 認定第 3 号：平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 4 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 5 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定 歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 6 号：平成 25 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 7 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計勘定事業会計余剰金の処分及び決算の認定について

議長（山岡 敏） 以上、一般会計決算・特別会計決算及び水道事業会計決算の 7 議案を一括議題といたしたいと思いますが。

ただいまの議題 7 議案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者（喜多君美代） はい、議長。

議長（山岡 敏） 喜多 会計管理者。

（喜多会計管理者 登壇）

会計管理者（喜多君美代） 失礼いたします、会計室の喜多でございます、よろしくお願いいたします。

それでは認定第 1 号から、認定第 7 号までの平成 25 年度安堵町一般会計並びに、各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計剰余金の処分、及び決算の認定についてご説明いたします。

平成 25 年度予算の方針に沿って執行し、本年 5 月末日の出納閉鎖をむかえ、その後決算作業を行い 7 月 22 日から 24 日の 3 日間の、監査委員による決算審査を得まして、本 9 月議会定例会において、認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは認定第 1 号から第 7 号までの議案書を朗読いたします。

認定第 1 号から第 6 号 平成 25 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会に提出し認定を求める。

1、平成 25 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第 1 号一般会計歳入歳出決算

認定第 2 号国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第 3 号住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2、平成25年度安堵町各種会計別決算総括表

決算勘別決算額比較表

町税徴収実績表決算書

実質収支に関する調書

決算事項別明細書

経費の款別性質別分類表

経費の款別財源内訳表

財産に関する調書地方債現在高調書

3、町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4、主要な施策の成果

平成26年9月3日提出

安堵町長西本安博

決算書1ページをお願いいたします。

下段でございます。

意見書

地方自治法（第233条）第1項の規定により、平成25年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書、並びに証拠書類を会計管理者から提出されたので、審査した結果地方自治法その他関係法規に背戻した点を認めず、なお、本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿後及び諸書類に符合しており、確実なるものと信じます。

よって同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ別紙審査意見書がありました、よって認定せられんことを望みます。

平成26年9月3日

安堵町長西本安博

2ページをお願いいたします。

平成25年度安堵町会計別決算総括表、各会計別の決算額のみを朗読させていただきます。

一般会計

歳入34億1,489万5,138円

歳出28億5,390万1,539円

歳入歳出差引残額5億6,099万3,599円

うち繰越明許費繰越額7,086万2千円

翌年度繰越額4億9,013万1,599円

国民健康保険特別会計

歳入8億6,011万7,747円

歳出9億2,020万3,699円

歳入歳出差引残額マイナス6,008万5,952円

翌年度繰上充用金をもって補填いたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入133万4,287円

歳出2,543万7,696円

歳入歳出差引残額マイナス2,410万3,409円

翌年度繰上充用金をもって補填いたします。

下水道事業特別会計

歳入2億3,412万5,468円

歳出2億3,412万5,468円

歳入歳出差引残額0円

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入6億855万4,138円

歳出6億805万4,294円

歳入歳出差引残額49万9,844円

翌年度へ繰越します。

後期高齢者医療特別会計

歳入7,208万5,509円

歳出7,208万5,509円

歳入歳出差引残額0円

総合計

歳入51億9,111万2,287円

歳出47億1,380万8,205円

歳入歳出差引残額4億7,730万4,082円

うち繰越明許費繰越額7,086万2千円

翌年度繰越額4億644万2,082円

各会計別総括表につきましては以上でございます。

続きまして認定第7号平成25年度安堵町水道事業会計剰余金の処分、及び決算の認定についてご説明させていただきます。

公営企業法に基づき剰余金の処分について、議会の議決をお願いしたく存じますので、決算書を7ページの25ページ平成25年度安堵町水道事業剰余金処分計算書案をお願いいたします。

右端の未処分利益剰余金の欄を御覧ください。

平成25年度におきましては、4,539万4,904円の利益剰余金が発生いたしましたので、建設改良積み立金に1千万円を積み立てるものでございます。

まずこの剰余金の処分を御審議可決いただき、その後通常通り平成25年度安堵町水道事業会計決算の認定について、御審議御認定いただきますようお願いいたします。

続きまして平成２５年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定に基づき平成２５年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

認定第７号平成２５年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律２９２号）第３２条第２項の規定に基づき、平成２５年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり処分し、合わせて同法第３０条第４項の規定に基づき平成２５年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、認定を求める。

平成２６年９月３日

安堵町長西本安博

決算書１０ページ中段の軽微状況を朗読いたします。

収益的収支については、収入面で営業収益１億６，２５９万３，８７０円と前年度に比べ３．４パーセントの増となり、給水収益、水道料金収入につきましては、１億４，７１３万４，８１５円となり、その他営業収益を合わせた事業収益は１億６，３７０万３，０９２円であります。

また、事業費用では、人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で１億５，３２６万９７４８円となり、前年度に比べ５１５万１，２６７円の増となりました。

以上収支差引いたしますと、１，０４３万３，３４４円黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金３，４９６万１，５６０円を加えますと、４，５３９万４，９０４円の利益剰余金を計上いたしました。

資本的収支については収入面で工事負担金、施設整備基金、利息等２５万８，８２６円であり、一方支出面では、建設改良費、償還金等合計４，００８万２，２３２円となりました。

以上が現況であります。事業水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが、今後も経営の合理化に勤め、財政の健全化にいつそう努力する所存であります。

以上、平成２５年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議のうえ認定賜りますようお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

続きまして、松田 監査委員に自席より決算審査報告を求めます。

監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

(松田監査委員 自席より報告)

監査委員（松田和代） 監査委員 2 名を代表いたしまして、決算審査の結果を報告させていただきます。

お手元の決算審査意見書 2 枚目を御覧ください。

安堵町長西本安博様

安堵町監査委員桑原眞之輔

同 松田 和代

肺性 2 5 年度安堵町一般会計特別会計決算審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 2 5 年度安堵町一般会計特別会計歳入歳出決算及び関係書類について審査したので次のとおり意見を提出します。

次のページをお願いします。

平成 2 5 年度一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 2 5 年度安堵町一般会計特別会計歳入歳出決算及び歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係諸帳簿、証拠書類等について、所与の態勢により所定の期間に審査した結果を下記に述べる。

記

第 1 審査の対象

歳入歳出決算

- 1、平成 2 5 年度安堵町一般会計歳入歳出決算
- 2、平成 2 5 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3、平成 2 5 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 4、平成 2 5 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 5、平成 2 5 年度安堵町介護保険特別事業（保険事業勘定）歳入歳出決算
- 6、平成 2 5 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

関係書類

平成 2 5 年度歳入歳出決算書

平成 2 5 年度歳入歳出決算事項別明細書

平成 2 5 年度実質収支に関する調書

平成 2 5 年度財産に関する調書

第 2 審査の期間

平成 2 6 年 7 月 2 2 日から 2 4 日

第 3 審査の方法

町長から審査に付された平成 2 5 年度安堵町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに同

事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に基づき決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課から提出された資料と調査照合し、並びに関係職員の説明を聴取し決算書式の適否及び計数の正否かつ予算執行状況について審査いたしました。

第4 審査の結果

町長から審査に付された、平成25年度安堵町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して適性に調整され、記帳や計数も証憑書類と符合し非違の経理はなく、内容も正確なものであり、また、予算執行状況については概ね適正であると認められた。

なお、3ページ以降に決算概要等が記載されておりますので御高覧ください。

以上、一般会計特別会計検査審査報告とさせていただきます。

続きまして平成25年度安堵町水道事業会計決算審査意見書を朗読いたします。

お手元の決算審査意見書2枚目を御覧ください。

安堵町長西本安博様

安堵町監査委員桑原眞之輔

同 松田 和代

平成25年度安堵町水道事業会計決算審査について

地方公益事業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成25年度安堵町水道事業会計決算及び付属書類等について審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

次のページをお願いします。

平成25年度安堵町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成25年度安堵町水道事業会計決算

1、水道事業決算報告書

2、財務諸表

①水道事業損益計算書

②水道事業剰余金計算書

③水道事業貸借対照表

3、水道事業報告書

4、付属書類

①収益費用明細書

②資本的収支明細書

③固定資産明細書

④企業債明細書

⑤貯蔵品明細書

第2 審査の期日

平成26年7月22日

第3 審査の方法

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類について関係法令に準拠して作成されているか、諸表の計数は正確であるか、事業の経営成績及び財産状態は適正に表示しているかを検証するため、関係諸帳簿、証拠書類等の照合検査を実施いたしました。

第4 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態も適正に表示されており、決算計数は適正なものと認めました。

なお、次ページ以降に決算審査の詳細が記載されておりますので、御高覧ください。

以上決算審査報告とさせていただきます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

これより認定第 1 号から第 7 号までの総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（山岡 敏） はいそれでは、総括質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） お諮りいたします。

認定第 1 号：「平成 25 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「一般会計 決算審査 特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますがに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号：「平成 25 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「一般会計 決算審査 特別委員会」を設置し、これに付託して審査することを決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続いて、認定第 2 号から認定第 7 号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「特別会計等 決算審査 特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって認定第 2 号から認定第 7 号までについては、議長と議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「特別会計等 決算審査 特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） ただ今、設置されました一般会計決算審査及び特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行います。
暫時休憩をとりたいと思います。

（暫時休憩）

12時26分

12時29分

議長（山岡 敏） 暫時休憩前に引き続き、再開いたしたいと思います。
先程の 一般会計 決算審査 特別委員会 及び特別会計等 決算審査 特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計 決算審査 特別委員会
委員長 植田議員、
同じく副委員長 浅野議員。

特別会計等 決算審査 特別委員会
委員長 島田議員、
同じく副委員長 田中議員。

議長（山岡 敏） 以上ですよろしくお願いします。

議長（山岡 敏） 次の日程第22、23、この報告第2号健全化判断比率報告書について、認定第3号資金不足比率報告書について、以上を一括議題としたいと思います。よろしいですか。

はい、それでは提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（山岡 敏） 富井 総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝）　総合政策課富井です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第２号健全化判断比率報告書並びに報告第３号資金不足比率報告書につきまして一括でご説明させていただきます。

両案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律よりまして報告し、公表するものでございます。

まず、報告第２号についてでございます。

財政の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質交際比率、将来負担比率の４つの指標で示され、単位はパーセント、赤字額はないなど比率として算定されない場合は、バーの記載となっております。

平成２５年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、一つ目実質赤字比率は、一般会計等の実質的な赤字が町の財政規模に対してどの程度の割合であるかを示すものでございまして、平成２５年度も黒字であり、比率としては算定されておられません。

二つ目連結実質赤字比率に付きましても、一般会計特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計合計の実質的な赤字が町の財政規模に対してどの程度の割合であるかを示すもので、平成２５年度国民健康保険特別会計、および住宅新築資金等貸付事業特別会計で赤字となっておりますが、一般会計及び、水道事業会計等が黒字であり、赤字を大きく上回っているため、これに付きましても比率としては算定されません。

三つ目実質交際比率です、につきましては、町の経常的で自由に使える収入のうち、実質的な交際費に当てられた割合を示すもので、平成２５年度は５．５パーセントとなり、早期健全化基準である２５パーセントをはるかに下回っております。

四つ目将来負担比率につきましては、地方債残高や退職手当負担額など一般会計で現在抱える借金が、町の経常的で自由に使える収入に対して、どれくらいの割合であるかを示すものでございますが、平成２５年度の将来負担比率は現在抱える実質的な負債に対して今後見込まれる収入が上回っているため、算定されません。

最後に、表のカッコ内の数値は、早期健全化基準の数値を表してございまして、平成２５年度財政健全化判断比率の４指標は、いずれも基準を下回っており、財政運営が健全であることをご報告いたします。

同法第３条により、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することとなっております。

次に、報告第３号資金不足比率報告書についてご説明させていただきます。

本案件に付きましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により報告し公表するものでございます。

資金不足比率報告書は、法適応公営企業である水道事業会計、及び法非適応公営企業の下水道事業特別会計の二つの会計の事業規模に対する資金不足の比率を算定するものでございます。

平成２５年度の水道事業会計については黒字であるため、比率としては算定されません。

次に、下水道事業特別会計におきましても赤字でないため、比率としては算定されませ

ん。

これにつきましても、同法第22条の規定により資金不足の比率の算定後、監査委員の審査に付しその意見をつけて議会に報告し、かつ公表することとなっております。

なお、両案件ともに本年7月24日に監査委員の審査に付し、翌月の8月7日に意見書をいただいております。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第2号 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度の健全化判断比率を次のとおり報告する、報告します。

記

実質赤字比率 ー (15.0)

連結実質赤字比率 ー (20.0)

実質交債費比率 5.5 (25.0)

将来負担比率 ー (350.0)

備考1、実質赤字比較または連結実質赤字額がない場合、及び実質交際費比率または将来負担比率が算定されない場合は、ーと記載。

2、カッコ内には当該地方公共団体の早期健全基準健全化基準を記載

平成26年9月3日報告

安堵町長西本安博

続いて報告第3号を朗読いたします。

報告第3号 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称、水道事業会計

資金不足比率 ー 経営健全化基準 20.0

備考 1億6,266万7千円

特別会計の名称、下水道事業特別会計

資金不足比率 ー 経営健全化基準 20.0

備考 4,891万1千円

備考1 資金不足がない場合はバーと記載。

2、必要に応じて特別会計の名称欄を追加すること。

3、備考欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について以下の例により注記すること。

第17条第1、2、3、4号カッコ書きの規定により、事業の規模を算定。

平成26年9月3日報告

安堵町長西本安博

以上でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました、それでは一括質疑に入りたいと思います。

議長（山岡 敏） 質疑等はございませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 以上で、報告第2号、報告第3号を終結いたします。

議長（山岡 敏） つづいて、日程第24 報告第4号：「平成25年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口 産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します、それでは報告第4号平成25年度安堵町土地開発公社決算の報告に付きまして御説明を申し上げます。

決算書第3ページを御覧ください。

平成25年度安堵町都市開発公社の事業報告でございます。

このページの中段庶務関係を御覧ください。

平成25年5月23日に平成24年度収支に付きまして監査が行われました。

次に平成25年6月3日に定例理事会を開催し、平成24年度決算について報告がなされました。

次に平成26年2月3日に定例理事会を開催し、平成26年度事業計画及び予算案について審議され承認されました。

続きまして4ページを御覧ください。

平成25年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして、第2款事業外収益、第1項受取利息でございますが、当初予算2千円に対し決算額1,253円でございます。

次に支出でございますが、当初より支出予定はございませんでした。

次に6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして第1款資本的収入、第2項利子補給金において、当初予算74万円に対し決算額73万5,969円でございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出、第2項事業外費用におきまして当初予算74万円に対し、同じく決算額73万5,969円でございます。

なお、次のページの収支決算事項別明細書等につきましては、今までの説明と重複することも多くございますので説明を割愛し報告書を朗読させていただきます。

報告第4号 平成25年度安堵町都市開発公社決算の報告について

地方自治法法律22年、昭和22年法律第67号第243条の3第2項の規定に基づき平成25年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成26年9月3日報告

安堵町長西本安博

以上でございます、御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 以上で、報告第4号を終結します。

議長（山岡 敏） お手元に配付しています会期日程を御覧ください。

議長（山岡 敏）

一般会計決算審査特別委員会は、5日（金）

特別会計等決算審査特別委員会は、8日（月）

総務産業建設、文教厚生常任委員会合同研修会は、9日（火）

議会運営委員会は、10日（水）

いずれも午前10時からでございますのでよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 次回の本会議は4日（木）の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程全部終了いたしました。

長い間ご苦勞様でございました。

これにて本日を散会いたします。

散 会

1 2 時 4 2 分
